

普通自動車免許の取得及び運転に関する規則

- 1 原則として在学中の取得は禁止する。
- 2 卒業後に普通自動車免許が必要な場合は、本規則の内容及び通学条件について、生徒・保護者がともに十分に理解し、保護者が同意した上で、担任に願い出て校長の許可を得ること。
- 2 卒業後に普通自動車免許が必要な場合は、保護者来校の上、担任に願い出て校長の許可を得ること。
- 3 就職内定者は第3期末考査終了時、第1回通学証交付式以降に自動車学校への通学を認める。
- 4 就職希望者および進学決定者で専門学校合格者、またはセンター試験を受験しない大学・短大合格者は第2回通学証交付式以降に自動車学校への通学を認める。ただし、医療系専門学校と岩手県立産業技術短期大学校合格者は除くこととする。
- 5 4に該当しない進学決定者（大学、短大、専門学校等）は第4期考査終了時、第3回通学証交付式以降に自動車学校への通学を認める。
- 6 自動車学校卒業後の免許証交付申請手続きは、卒業式以降とする。
- 7 高校生同士の乗車は禁止する。
- 8 無届けでの自動車学校通学及び免許証取得の場合は、特別指導を行うものとする。
- 9 通学条件
 - (1) 保護者の承諾を得て、誓約書を提出した者であること。
 - (2) 欠点（通算）を保持していない者であること。
 - (3) 学習関係費等、諸納金の滞納のない者であること。
 - (4) 特別指導を受けた生徒については、別に審議する。

附 則

- 1 自動車学校通学の際は、原則として制服で通学すること。
- 2 自動車学校通学中に問題行動等があった場合には、通学を中止する。
- 3 自動車学校への通学のために、授業、学校行事を休まないこと。
- 4 教習手帳を2週間ごとに担任に提出し、教習状況を知らせること。
- 5 後期末考査1週間前から最終日までは、教習手帳を担任に預け通学せず、学習に専念すること。
- 6 原則として、合宿による免許取得は認めない。（冬季休業・自宅学習期間等）
※ただし、卒業式以降はこの限りではない。自己責任において合宿により免許取得をして構わないが、不測の事態が生じても学校側は一切の責任を負わないものとする。